

令和元年

奥州市教育委員会会議録

第 11 回定例会 11 月 27 日招集

奥州市教育委員会

1 開会、閉会等に関する事項

開催日時 開会 令和元年 11 月 27 日（水）午後 3 時 45 分

閉会 令和元年 11 月 27 日（水）午後 4 時 45 分

開催場所 江刺総合支所 4 階 特別会議室

2 出席委員の氏名

1 番 田面木 茂 樹 委員（教育長）

2 番 吉 田 政 委員（教育長職務代理者）

3 番 高 橋 キ エ 委員

4 番 及 川 憲太郎 委員

5 番 藤 田 登茂子 委員

3 説明のため出席した職員の職及び氏名

千田良和教育部長、千田淳一教育総務課長、朝倉啓二学校教育課長、千葉達也子ども・子育て支援推進室長、鈴木常義歴史遺産課長、二階堂純協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長

事務職員出席者：菊池長教育総務課長補佐

4 本日の会議に付した事件（議事日程第 1 号）

第 1 会期の決定

第 2 教育長報告 生徒指導について

第 3 議案第 1 号 令和 2 年度奥州市教育委員会定期人事異動方針について

第 4 議案第 2 号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

5 会議の概要

開会、会議成立宣言、本日の会議日程について「議事日程第 1 号」により進めることを宣言、秘密会とする議決（教育長報告「生徒指導について」）、秘密会とした教育長報告「生徒指導について」は、学校ごと又は児童生徒の個々の状況に関わらない部分のみを公表することの議決、議案の審議

第 1 会期の決定について

本日 1 日と決定。

第 2 教育長報告

生徒指導について

※ 説明要旨及び質疑等の内容は非公開。

以上で教育長報告を終わる。

第3 議案第1号 令和2年度奥州市教育委員会定期人事異動方針について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千田部長が行った。

【提案理由】

- ・ 教育委員会に属する職員の定期人事異動方針の制定については、委員会の議決事項とされており、本案を提出するもの。令和2年度人事異動方針（案）は、奥州市長が示した人事異動方針に準拠しながら、職員の能力と特性が十分に発揮できるよう、教育委員会として打ち出せる範囲の中で、「職場の活性化と協調が図られ、合理的かつ効果的な行政運営が行われるよう、適材適所の職員配置」、「教育機関等の再編へ向けた取組み等の重要課題へ対応するための、教育委員会事務局 各組織の連携強化、及び事務事業の堅実な遂行を実現するための、業務内容等の精査と適正な人員配置の推進」、「保育教諭、幼稚園教諭、保育士、調理員などの専門的職種の職員に係る積極的な異動の推進」の3点を、当委員会の方針とすることを提案するもの。

【補足説明】

- ・ 市長の定期人事異動方針は8Pにあり、教育委員会の定期人事異動方針とは書き方が違っている。参考としたのは、6番の多様化する教育保育ニーズへの対応で、今後進められる幼保施設の再編や多様化する教育保育ニーズへの対応のため、幼保施設のうち、5施設程度に課長級職員を登用するという方針となっている。

【質疑等】

なし

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第4 議案第2号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千田部長が行った。

【提案理由】

- ・ 令和元年第4回奥州市議会定例会において、市議会の議決を経るべき事件の議案を作成することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、市長から当委員会の意見を求められたが、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行っている。具体的に申し上げますと、資料No.1 事前配布資料の11ページに示したとおり、市長に対し意見の回答を行っている。については、この処理に対し、同規則の規定により当委員会の

承認を求めるため、本案を提出するもの。

【補足説明】

- ・ 令和元年第4回 奥州市議会定例会に市長が提案する議案のうち、教育委員会に関するものは、議案が4件となっている。始めに、市議会議案第1号「奥州市部設置条例の一部改正について」について、資料は16ページから17ページとなる。この改正は、組織再編により子育て関連施策を総合的に推進する「健康こども部」を新たに設置することにより、相談窓口の一元化による市民の利便性の向上及び業務の効率化を図るため、本件条例を一部改正しようとするもの。改正の内容は、市長の権限に属する事務を分掌させるための組織として「健康こども部」を新たに加え、健康福祉部を「福祉部」とするとともに、健康こども部の分掌事務を定め、福祉部の分掌事務を改めるものである。なお、この条例の施行期日は、令和2年4月1日とするものである。
- ・ 次に、市議会議案第5号「奥州市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、資料は18ページから19ページとなる。この改正は、期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合における 職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。改正の内容は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務及び一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務のために必要な場合において、職員を任期を定めて採用することができるものとし、併せてその任期の特例について定めるものである。なお、この条例の施行期日は、公布の日とするものである。教育委員会では、保育教諭の採用を任期付きの採用することになる。一定の期間内に終了することが見込まれる業務及び一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務の考え方は、待機児童の解消に向けた一定期間となる。
- ・ 市議会議案第24号「胆沢城跡歴史公園の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」について、資料は20ページとなる。現在、本市では、公の施設のうち、170施設に指定管理者制度を導入しているが、今年度末をもって指定期間が終了する施設及び、新たに導入を予定する16協定52施設について、過日開催した奥州市指定管理者選定委員会における指定管理者の候補者の選定結果を踏まえ、これらの施設の指定管理者を指定しようとするものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。これらの対象施設のうち、教育委員会事務局に関するものは、歴史遺産課が所管する1施設となる。議案第24号「胆沢城跡歴史公園の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、一般財団法人 奥州市 文化振興財団を同施設の指定管理者として指定しようとするものである。指定の期間は、原則として、3年又は5年程度としているが、民間移譲の可能性がある施設など、管理運営の見直しを予定しているものについては、1年又は2年とするものであり、議案第24号の胆沢城跡歴史公園は3年の指定期間となる。
- ・ 次に、市議会議案第28号「令和元年度奥州市一般会計補正予算（第8

号)」について、教育委員会に関する主なものについて概略を説明する。資料は 21 ページから 48 ページまでとなる。今回の補正は、小学校 2 校へのエアコン設置に係るキュービクル設置工事の増額、子ども子育て支援給付事業の給付費実績に伴う増額や無償化に伴う給付費の増額など、所用の補正を行うもので、資料 24 ページに示しているが、10 款教育費に関しては、歳出を 6 千 6 百 15 万円増額し、予算総額を 5 億 4 千 7 百 10 万 3 千 9 百円とするものである。なお、補正を行った事業のうち、主要なものの内容や理由については、資料 47 ページから 48 ページまでに示しているのでご確認いただきたい。

【質疑等】

吉田教育長職務代理者：学校教育としての幼稚園の部分は残ることとなり、スッキリしたと感じる。職員は少なくなるのか。

千葉子ども・子育て支援推進室長：子どもに特化した部分は、子ども支援の一元化を目的に、現在教育委員会で担っている幼稚園、保育所、認定こども園の入所事務、保育料の徴収事務について市長部局とすることとなり、その分人数が減ることとなる。

吉田教育長職務代理者：建物も移るのか。

千葉子ども・子育て支援推進室長：子ども部門は本庁へ、幼稚園の指導関係は教育委員会となる。

高橋委員：市民にとっての不便はないのか。

千葉子ども・子育て支援推進室長：入所相談、保育料相談は市長部局で一元化し、障害などの特別支援についても市長部局で対応することから、不便はないものと考えている。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

閉会